　有田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱を次のように定める。

　　令和７年１月27日

有田市長　玉　木　久　登

有田市訓令第２号

有田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の福祉の向上を図るため、訪問支援員が家庭を訪問して家事、育児等を支援する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1)　児童　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第４条第１項に規定する児童をいう。

　(2)　事業　法第６条の３第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業をいう。

　(3)　指定事業者　介護保険法（平成９年法律第123号）第70条第1項の規定により指定居宅サービス事業者として指定（介護保険法第８条第２項に規定する訪問介護の指定に限る。）を受けた事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として指定（障害者総合支援法第５条第２項に規定する居宅介護の指定に限る。）を受けた事業者をいう。

　(4)　登録事業者　指定事業者のうち市内に事務所を有する事業者であって第４条の規定により市の登録を受けたものをいう。

　(5)　訪問支援員　登録事業者に雇用される者のうち第５条に規定する要件を満たし、かつ、市の登録を受けたものをいう。

　(6)　事業従事者等　登録事業者及び訪問支援員をいう。

（実施主体）

第３条　事業の実施主体は、有田市とする。ただし、市長は、対象者、事業の内容又は利用者負担額の決定を除き、事業の全部又は一部を登録事業者に委託することができるものとする。

（事業者の登録）

第４条　前条ただし書の規定により事業を受託しようとする指定事業者は、あらかじめ子育て世帯訪問支援事業所登録申請書（様式第１号。次項において「申請書」という。）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

２　前項に規定する申請書には、次に掲げる事項を確認できるものを添付しなければならない。

(1)　指定事業者であること及び保有資格が確認できる書類の写し

(2)　事業に従事する訪問支援員について、市が適当と認める研修を修了したこと。

(3)　事業に従事する訪問支援員が第５条第２項各号に掲げるものに該当しないこと。

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

３　市長は、前２項に規定する申請があった場合は、法令その他の事項に照らしてその内容を審査し、登録事業者として適正と認めたときは、子育て世帯訪問支援事業所登録通知書（様式第３号）により申請をした指定事業者に通知する。

４　前項の規定により登録を受けた登録事業者は、第１項及び第２項の内容について変更があったときは、市長に届け出なければならない。

　（訪問支援員の要件）

第５条　事業に従事することができる訪問支援員は、家事支援又は育児支援を適切に実行する能力を有する者のうち、市が適当と認める研修を修了したものであって、子育て経験者その他の事業を適切に実施できる者（次項に規定するものを除く。）として市長が適当と認めた者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、事業に従事することができない。

(1)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2)　法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の５各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3)　児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条に規定する児童虐待又は法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(4)　有田市暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第２条第１号又は第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員又はその関係者

（内容）

第６条　事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1)　家事支援（食事の準備及び片付け、洗濯、掃除、買物の代行等）

(2)　育児支援（授乳及び離乳食介助、おむつ交換、もく浴補助、外出時の補助等）

(3)　子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談及び助言

(4)　地域の母子保健施策及び子育て支援施策等に関する情報提供

(5)　対象者の状況及び養育環境の把握並びに市へ報告

（対象者）

第７条　事業の対象者は、児童、保護者若しくは妊婦からの相談又は関係機関からの情報提供若しくは相談により把握された者のうち、次の各号のいずれかに該当し、市長が必要と認めたものとする。

(1)　保護者に監護させることが不適当と認められる児童の保護者及びこれに該当するおそれのある保護者

(2)　食事その他の生活習慣において不適切な養育状態にある児童並びに保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びこれに該当するおそれのある保護者

(3)　若年妊婦その他の出産後の養育について出産前からの支援が特に必要と認められる妊婦及びこれに該当するおそれのある妊婦

(4)　支援を必要とするヤングケアラー

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が支援することが特に必要と認める者

（利用時間）

第８条　事業の利用時間は、訪問支援員の派遣１回につき２時間を限度とする。ただし、緊急かつやむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（事業の実施方法）

第９条　事業従事者等は、別に定める個人情報取扱特記事項を遵守し、児童及びその保護者等の個人情報の保護の取扱いについて十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。ただし、次項に定める場合を除く。

２　事業従事者等は、訪問した家庭が事業以外の支援を要すると思料するときは、市に報告のうえ、必要な支援の提供に努めなければならない。

３　訪問支援員は、登録事業者が発行する身分証明書を常に携行し、訪問時に必ず提示しなければならない。

４　登録事業者は、研修の実施等により、常に訪問支援員が従事する事業の質の向上に努めなければならない。

５　前項に規定する研修は、訪問支援員の質を担保する観点から、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、他の研修等の修了をもって習得できると市が認めたものについては、この限りでない。

(1)　事業の目的、内容及び支援の方法に関するもの

(2)　個人情報の適切な管理や守秘義務に関するもの

(3)　育児・養育支援を行う訪問支援員にあってはＡＥＤ（自動体外式除細動器）の使用方法及び心配蘇生等の実習を含んだ救急救命講習並びに事故防止に関するもの

（利用申請等）

第10条　事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、利用の可否を決定し、子育て世帯訪問支援事業利用決定（却下）通知書（様式第５号）により申請者に通知する。

３　市長は、前項に規定する利用決定をするに当たり、家庭訪問の実施等により対象家庭の状況その他収入の状況を把握し、支援内容を決定する。

４　事業の利用は、６か月以内とする。ただし、再申請による利用を妨げない。

５　市長は、事業の利用を決定した者（以下「利用者」という。）については、子育て世帯訪問支援事業利用者台帳を整備し、支援の経過について管理を行い、適切な支援の実施を図る。

（委託事業者への通知）

第11条　市長は、利用者への事業実施を登録事業者に委託するときは、子育て世帯訪問支援事業登録依頼書（様式第６号）により委託しようとする登録事業者（以下「委託事業者」という。）に通知する。

（利用の取消し等）

第12条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用の決定を取り消し、又は中止することができる。

(1)　事業の利用を継続する理由がなくなったとき。

(2)　前号に規定するもののほか、事業の利用が適当でないと市長が認めたとき。

２　市長は、前項の規定により事業の利用の決定を取り消し、又は中止する場合は、子育て世帯訪問支援事業取消（中止）通知書（様式第７号）により利用者及び委託事業者に通知する。

（支援内容の変更）

第13条　利用者は、第10条第２項の規定により決定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ子育て世帯訪問支援事業変更申請書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定し、子育て世帯訪問支援事業変更利用決定（却下）通知書（様式第９号）により申請者に通知する。

３　市長は、前項の規定により内容の変更を決定した場合は、子育て世帯訪問支援事業内容変更通知書（様式第10号）により委託事業者に通知する。

（利用者負担等）

第14条　第６条に規定する訪問支援の利用者は、事業に要した費用として別表に定める額（以下「費用額」という。）の一部を利用者負担額として、委託事業者に支払うものとする。

２　前項の場合において、事業利用時間に１時間未満のものがあるときは、これを１時間とする。

（利用者負担額の減額又は免除）

第15条　市長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

（併給禁止）

第16条　利用者は、次に掲げるものと同一の時間で事業を受ける事が出来ないものとする。

(1) 介護保険法の訪問介護その他の訪問型サービス

(2)　障害者総合支援法の居宅介護その他の訪問型サービス

(3)　前２号に掲げるもののほか、これらに類するもの

（委託料）

第17条　市長は、委託事業者に対し、1時間あたり3,000円、1件あたり1,860円から第14条に規定する利用者負担額を差し引いた額を委託料として支払うものとする。ただし、市長が経済的理由その他特別の理由があると認めたときは、費用額全額を支払うものとする。

２　市長は、前項の規定により、委託事業者からの子育て世帯訪問支援事業委託料請求書（様式第11号）に基づき委託料を支払うものとする。

（報告）

第18条　委託事業者は、事業を実施した月の翌月10日までに、子育て世帯訪問支援事業委託料請求書に子育て世帯訪問支援事業実施状況報告書（様式第12号）を添えて市長に提出し報告するものとする。

（委託事業者の責務）

第19条　委託事業者は、事業にあたって事故が発生した場合は、家族及び市長に速やかに書面で報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　委託事業者は、補償保険への加入その他の方法により利用者の事故に対する備えを講じなければならない。

３　委託事業者は、正当な理由なく個人情報その他の事業の実施に当たり知り得た情報を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

４　委託事業者は、訪問支援員に前項に規定する内容と同様の措置（訪問支援員がその職を退いた後の遵守を含む。）を講じなければならない。

５　委託事業者は、事業に係る諸記録及び証拠書類を整備し、かつ、事業を行った日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

６　委託事業者は、前項の保存年限を経過した書類を廃棄しようとするときは、裁断又は溶解処理により廃棄しなければならない。

　（支援状況の報告）

第20条　市長は、この要綱に定めるもののほか、登録事業者に随時又は定期の報告及び市長が必要と認める資料の提出を求めることができる。

（その他）

第21条　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　付　則

この要綱は、令和７年１月28日から施行する。

別表(第14条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用世帯区分 | | 利用者負担額 | |
| 利用料  （1時間あたり） | 交通費  （1回につき） |
| 生活保護世帯 | | 0円 | 0円 |
| 市町村民税非課税世帯 | 年間96時間以下 | 0円 | 0円 |
| 年間97時間以上 | 300円 | 190円 |
| 市町村民税所得割課税額 | 年間48時間以下 | 0円 | 0円 |
| 77,101円未満の世帯 | 年間49時間以上 | 600円 | 370円 |
| 市町村民税所得割課税額  77,101円以上の世帯 | | 1,500円 | 930円 |

備考

利用者負担額は、事業の１回の利用につき、１時間あたりの金額に利用時間を乗じて得た金額と、利用回数１回あたりの金額とを合算した額とする。

様式第１号（第４条関係）

　子育て世帯訪問支援事業所登録申請書

年　　月　　日

有田市長　様

　住所

法 人 名

代表者氏名

子育て世帯訪問支援事業の登録を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、申請内容及び関係書類の記載事項に変更があったときは、速やかに届け出ることを誓約します。

このほか、指定事業者であることにつき、人員基準、指定状況その他の指定に関する情報について、市が指定権限を有する官公庁から取得することに同意します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | |
| 事業所の名称 |  | | |
| 事業所の所在地 | （〒　　　－　　　　） | | |
| 事業に従事する訪問支援員の氏名及び保有資格 | 訪問支援員の氏名 | | 保有資格 |
|  | |  |
|  | |  |
|  | |  |
|  | |  |
| 責任者及び連絡先 | 責任者氏名 |  | |
| 電話番号 |  | |
| ＦＡＸ |  | |
| e-mail |  | |

（添付書類）

指定事業者であること及び保有資格が確認できる書類の写し

訪問支援員が有田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第５条第２項に該当しないことの宣誓書（様式第２号）

子育て講座を修了したことがわかる書類

様式第２号（第４条関係）

　 宣誓書

　　私は、有田市子育て世帯訪問支援事業に従事する訪問支援員として下記の項目について該当しないことを誓います。

(1)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2)　法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の５各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3)　児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条に規定する児童虐待又は法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(4)　有田市暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第２条第１号又は第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員又はその関係者

有田市長様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　氏　名（自署）

様式第３号（第４条関係）

子育て世帯訪問支援事業所登録通知書

　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

有田市長

子育て世帯訪問支援事業に次のとおり登録したので通知します。なお、申請内容及び関係書類の記載事項に変更があったときは、速やかに届け出てください。

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 | (〒　　　―　　　　) |
| 備考 |  |

１　委託事業者は、事業にあたって事故が発生した場合は、家族及び市長に速やかに書面で報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　委託事業者は、補償保険への加入その他の方法により利用者の事故に対する備えを講じなければならない。

３　委託事業者は、正当な理由なく個人情報その他の事業の実施に当たり知り得た情報を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない（別記の個人情報取扱特記事項を参照）。

４　委託事業者は、訪問支援員に前項に規定する内容と同様の措置（訪問支援員がその職を退いた後の遵守を含む。）を講じなければならない。

５　委託事業者は、事業に係る諸記録及び証拠書類を整備し、かつ、事業を行った日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

６　委託事業者は、前項の保存年限を経過した書類を廃棄しようとするときは、裁断又は溶解処理により廃棄しなければならない。

様式第４号(第10条関係)

子育て世帯訪問支援事業利用申請書

年 月 日

有田市長　様

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり子育て世帯訪問支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

なお、申請にあたり、利用者負担金の利用世帯区分を確認するため、市が世帯員の課税台帳を閲覧すること、並びに以下の事項を事業者に対して市が情報提供することについて同意します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請理由 | |  | | | | | | |
| 希望する支援内容 | | | | | | | | |
| 家事支援  □食事の準備及び片付け  □洗濯  □掃除  □買い物の代行  □その他( ) | | | | | 育児支援  □授乳及び離乳食介助  □おむつ交換  □もく浴補助  □外出時の補助  □その他( ) | | | |
| 世  帯  の  状  況 | ふりがな  氏 名 | | 続柄 | 生年月日 | | 年齢 | 勤務先  学校等の名称 | 連絡先 |
|  | |  |  | |  |  |  |
|  | |  |  | |  |  |  |
|  | |  |  | |  |  |  |
|  | |  |  | |  |  |  |
|  | |  |  | |  |  |  |
|  | |  |  | |  |  |  |
|  | |  |  | |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※市記入欄 | | | | |
| 世帯の課税状況  □生保 □非課税　　□課税 |  | 世帯の所得割(課税額) | 円 | 確認 |

[様式第](http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/honbun/word/412330011.doc)５号(第10条関係)

子育て世帯訪問支援事業利用決定(却下)通知書

年 　月 　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　有田市長

年 　月　 日付けで申請のあった子育て世帯訪問支援事業利用申請書を審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

１ 承認

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訪問支援員派遣期間 |  | |
| 実施回数及び時間 |  | |
| 支援内容 | 家事支援  □食事の準備及び片付け  □洗濯  □掃除  □買い物の代行  □その他( ) | 育児支援  □授乳及び離乳食介助  □おむつ交換  □もく浴補助  □外出時の補助  □その他( ) |
| 利用者負担 | １時間あたり | １件あたり |
| 事業所名 |  | |

２ 却下の理由

様式第６号(第11条関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　子育て世帯訪問支援事業登録依頼書

　　　　　　　 年 　月　 日

様 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　有田市長

子育て世帯訪問支援事業実施について、下記のとおり決定しましたので訪問支援員の派遣を依頼します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名(ふりがな) |  | |
| 住所 |  | |
| 連絡先 |  | |
| 訪問支援員派遣期間 |  | |
| 実施回数及び時間 |  | |
| 支援内容 | 家事支援  □食事の準備及び片付け  □洗濯  □掃除  □買い物の代行  □その他( ) | 育児支援  □授乳及び離乳食介助  □おむつ交換  □もく浴補助  □外出時の補助  □その他( ) |
| 利用者負担額 | １時間あたり | １件あたり |
|  |  |
| 市委託料 | １時間あたり | １件あたり |
|  |  |
| その他連絡事項 |  | |

様式第７号(第12条関係)

子育て世帯訪問支援事業取消（中止）通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 年 　月 　 日

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　有田市長

子育て世帯訪問支援事業の利用について取消し（中止）したので、下記のとおり通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名（ふりがな） |  | |
| 住所 |  | |
| 支援内容 | 家事支援  □食事の準備及び片付け  □洗濯  □掃除  □買い物の代行  □その他( ) | 育児支援  □授乳及び離乳食介助  □おむつ交換  □もく浴補助  □外出時の補助  □その他( ) |
| 利用終了日 | 年　　　月　　　日 | |
| 事業所名 |  | |
| 取消し・中止の理由 |  | |

様式第８号(第13条関係)

子育て世帯訪問支援事業利用変更申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　　月 　日

有田市長　様

住 所

氏 名

電話番号

子育て世帯訪問支援事業の利用について、下記のとおり変更を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更希望の内容 |  |
| 変更理由 |  |

様式第９号(第13条関係)

子育て世帯訪問支援事業変更利用決定（却下）通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 年 　 月 　 日

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　有田市長

　　年 　月 　日付けで申請のあった子育て世帯訪問支援事業の利用について、下記のとおり決定（却下）したので、通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訪問支援員派遣期間 |  | |
| 実施回数及び時間 |  | |
| 支援内容 | 家事支援  □食事の準備及び片付け  □洗濯  □掃除  □買い物の代行  □その他( ) | 育児支援  □授乳及び離乳食介助  □おむつ交換  □もく浴補助  □外出時の補助  □その他( ) |
| 利用者負担額 | １時間あたり | １件あたり |
| 事業所名 |  | |
| 却下の理由 |  | |

様式第10号(第13条関係)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

年 　月 　日

　　　　　　　　　　　 　　子育て世帯訪問支援事業内容変更通知書

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　有田市長

子育て世帯訪問支援事業の実施について、下記のとおり内容を変更しましたので、通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名(ふりがな) |  | | |
| 住所 |  | | |
| 連絡先 |  | | |
| 訪問支援員派遣期間 |  | | |
| 実施回数及び時間 |  | | |
| 支援内容 | 家事支援  □食事の準備及び片付け  □洗濯  □掃除  □買い物の代行  □その他( ) | 育児支援  □授乳及び離乳食介助  □おむつ交換  □もく浴補助  □外出時の補助  □その他( ) |
| 利用者負担額 | １時間あたり | １件あたり |
|  |  |
| 市委託料 | １時間あたり | １件あたり |
|  |  |
| その他連絡事項 |  | | |

様式第11号(第17条関係)

|  |  |
| --- | --- |
|  | 子育て世帯訪問支援事業委託料請求書 |
|  | 年　　月　　日 |

有田市長　様

事業所名

代表者氏名　 印

子育て世帯訪問支援事業委託料を下記のとおり請求いたします。

記

請求金額 円

請求明細書( 年 月分)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者氏名 | 利用時間 | 利用件数 | 費用額合計 | 利用者負担額  合計 | 請求金額 |
|  | 時間 | 件 | 円 | 円 | 円 |
|  | 時間 | 件 | 円 | 円 | 円 |
|  | 時間 | 件 | 円 | 円 | 円 |
|  | 時間 | 件 | 円 | 円 | 円 |
|  | 時間 | 件 | 円 | 円 | 円 |

様式第12号(第18条関係)

　　　子育て世帯訪問支援事業実施状況報告書

利用者氏名

( 年 月分)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 曜日 | 時 間 帯 | | 訪問  時間 | 支援内容 | 利用者  確認欄 | 訪問支援員  確認欄 |
| 開始時間 | 終了時間 |
|  |  |  |  |  | 育児支援 　家事支援 |  |  |
|  | 育児支援 　家事支援 |
|  |  |  |  |  | 育児支援 　家事支援 |  |  |
|  | 育児支援 　家事支援 |
|  |  |  |  |  | 育児支援 　家事支援 |  |  |
|  | 育児支援　 家事支援 |
|  |  |  |  |  | 育児支援 　家事支援 |  |  |
|  | 育児支援 　家事支援 |
|  |  |  |  |  | 育児支援 　家事支援 |  |  |
|  | 育児支援 　家事支援 |
|  |  |  |  |  | 育児支援 　家事支援 |  |  |
|  | 育児支援 　家事支援 |
|  |  |  |  |  | 育児支援　 家事支援 |  |  |
|  | 育児支援 　家事支援 |
|  |  |  |  |  | 育児支援 　家事支援 |  |  |
|  | 育児支援 　家事支援 |
|  |  |  |  |  | 育児支援 　家事支援 |  |  |
|  | 育児支援 　家事支援 |
|  |  |  |  |  | 育児支援 　家事支援 |  |  |
|  | 育児支援 　家事支援 |
|  |  |  |  |  | 育児支援 　家事支援 |  |  |
|  | 育児支援 　家事支援 |
|  |  |  |  |  | 育児支援 　家事支援 |  |  |
|  | 育児支援 　家事支援 |
|  |  |  |  |  | 育児支援 　家事支援 |  |  |
|  | 育児支援 　家事支援 |
|  |  |  |  |  | 育児支援 　家事支援 |  |  |
|  | 育児支援　 家事支援 |
|  |  |  |  |  | 育児支援 　家事支援 |  |  |
|  | 育児支援 　家事支援 |